

## 四万十町過疎地域自立促進計画の策定について

### 1. 過疎対策の沿革

昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心として大きな人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生する一方、農山漁村地域では住民の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎問題が発生しました。

これに対処するため、昭和45年に議員立法により過疎地域対策緊急措置法が制定され、以降、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法を経て、平成12年4月1日、平成21年度までの10年間の時限立法として過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」といいます。）が施行されています。

その後、平成22年に失効期限が6年間延長され、また、平成24年には東日本大震災の影響に配慮して5年間延長され、現行法の有効期限は平成33年3月末日までとなっています。

### 2. 過疎法の目的

過疎法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

### 3. 過疎地域の指定状況

平成26年の法改正により全国で22団体が新たに過疎地域として追加され、平成26年4月1日現在の過疎関係市町村数は、全国1,719団体のうち797団体となっています。

また、県内では本町を含む28団体が過疎地域として指定されています。

〔県内の過疎地域市町村等〕

2条1項市町村（本則適用）	33条2項市町村（一部過疎）
室戸市、安芸市、須崎市、土佐清水市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、仁淀川町、中土佐町、越知町、禰原町、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	高知市（旧鏡村、旧土佐山村の区域） 四万十市（旧西土佐村の区域） 香南市（旧赤岡町、旧夜須町の区域） いの町（旧本川村、旧吾北村の区域）

#### 4. 市町村計画の策定

過疎地域自立促進市町村計画（以下「過疎計画」といいます。）は、平成 22 年の法改正により策定義務が廃止されましたが、過疎法に基づく過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）などの財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画の策定が必要となります。

このため、全国の過疎関係市町村に対して、国及び県から計画策定スケジュール等が示され、それに基づき全国一斉に平成 27 年度中に策定するものです。

##### ※ 過疎対策事業債とは…

過疎計画に基づいて行う事業の財源として発行が認められた地方債です。過疎対策事業債の元利償還金の 70%相当額は、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

#### 5. 計画策定にあたっての基本的な考え方

法期限の延長に伴い、新たに平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする計画を策定し、過疎対策事業債を活用できる環境を整えます。

県が定める「過疎地域自立促進方針」に基づき、地域の自立促進の基本的方針に関する事項、産業の振興及び観光の開発に関する事項、交通通信体系の整備に関する事項、集落の整備に関する事項などを定めます。

過疎対策事業債を財源とする事業は計画掲載が必須となるため、町の最上位計画である総合振興計画の掲載事業を基本として、過疎法の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載します。

なお、過疎計画に掲載された事業であっても、その実施にあたっては、町の財政状況や社会情勢の変化などにより、毎年度、総合振興計画実施計画の進行管理の下において実施の判断、経費の精査を行います。

##### (1) これまでの計画との変更点

平成 22 年度から平成 27 年度までを計画期間とする現行の過疎計画との変更点は以下のとおりです。

- ▶ 計画本文について、総合振興計画を踏まえ整合性を図り記述しています。
- ▶ 計画本文及び表について、直近の統計調査などの数値を反映しています。
- ▶ 計画の事業内容について、平成 27 年 12 月に公表した総合振興計画実施計画の掲載事業を基本に記載しています。

##### (2) 基金事業について

過疎市町村においては、産業等の基盤整備や道路、水道、学校施設など住民の安全・安心な暮らしの確保を図るための施設整備事業（ハード事業）以外に、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象とする過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）も実施することができます。

また、過疎地域自立促進特別事業の実施にあたっては、地方自治法第 241 条の

規定により設けられる基金の積み立てが可能となっていることから、本町では、町民が将来にわたって安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、継続的に事業を実施することが、より効果的と思われる以下の分野から選定した事業を基金事業として計画しています。

- 地場産業の振興及び雇用の拡大に寄与する事業
- 安心して子育てできる環境づくりに寄与する事業
- 高齢者等が安心して暮らせる環境づくりに寄与する事業
- まちの将来を担う人づくりに寄与する事業

## 6. 根拠法令

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）～第6条のみ抜粋～

（過疎地域自立促進市町村計画）

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育の振興に関する事項
- 八 地域文化の振興等に関する事項
- 九 集落の整備に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

5 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。

6 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。

7 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。